

## 現 状

- 各府省の手数料等は、印紙払いのみが可能となっているものも多く、国民の利便性を考慮した見直しを行う必要がある。
  - ・ オンライン手続等の場合はペイジー（ネットバンキング、A T M）の導入が進んでおり、クレジットカード払い等が可能なものもある
  - ・ 各府省の申請等窓口で支払う場合、印紙払い、金融機関等の納付証明書持参による場合が多く、クレジットカード払いが可能なものはほとんどない ※防衛医科大学校病院はクレジットカード可



## 見直しの方向性

- オンライン納付の推進  
支払件数の多い手続について、自宅に居ながら支払いが行えるよう、オンライン納付（クレジットカード、ネットバンキング、口座振替等の1以上）を導入する
- 窓口の利便性向上  
以下の①②に該当する手続等のうち、支払件数の多いもの及びそれと同じ窓口で手続が行われるものは、窓口における現金又はキャッシュレス（クレジットカード、電子マネー、QRコードの1以上）による納付を可能とする
  - ① オンライン納付に対応せず、窓口払い（印紙払いを含む）に限られる手続
  - ② オンライン納付に対応していても、窓口払い（印紙払いを含む）が多く残ると見込まれる手続

## ○支払件数が100万件を超える5手続の検討状況

	現在の納付方法				検討状況 ※赤字の支払方法を追加することを検討		
	オンライン	窓口	郵送		オンライン	窓口	郵送
自動車登録	ネットバンキング ATM 口座振替	自動車検査 登録印紙 ※運輸支局等	—	→	ネットバンキング ATM 口座振替 クレジットカード	業務フローの見直し を踏まえ検討	—
登記	ネットバンキング ATM	収入印紙 ※法務局 金融機関納付証	収入印紙 金融機関 納付証	→	ネットバンキング ATM クレジットカード	収入印紙 金融機関納付証 クレジットカード	収入印紙 金融機関 納付証
交通反則金	—	(金融機関)	—	→	ネットバンキング ATM クレジットカード	(金融機関) (コンビニ)	—
旅券	—	収入印紙 ※都道府県	—	→	クレジットカード ネットバンキング	収入印紙 クレジットカード	—
特許等	ネットバンキング ATM 口座振替 クレジットカード	特許印紙 ※特許庁 金融機関納付証	特許印紙 金融機関 納付証	→	ネットバンキング ATM 口座振替 クレジットカード	特許印紙 金融機関納付証 クレジットカード等 ※改正法案提出済	特許印紙 金融機関 納付証
※上記の他、特許庁に予め特許印紙を納付し、その納付残高から手数料等を支払う予納制度がある。提出中の改正法案では、この予納について、特許印紙による納付を廃止し、金融機関窓口やネットバンキング等による納付を可能とすることとしている。							

## ○手数料等の支払いが必要となる手続等

年間 10 万件以上 約 100

年間 1 万件以上 約 250